

答 申 個 第 7 6 号

平成29年5月25日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年8月24日付け行コ第16号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

平成24年秋から直近までの「市長への手紙」の不存在による非開示決定事案
(諮問個第119号)

1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成28年7月11日に、諮問庁の行財政局コンプライアンス推進室（以下「コンプライアンス推進室」という。）に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「京都市長宛の手紙一切合切が欲しい。各部所宛です。ただし既に情報公開されている文書は不要です。H24秋～直近まで」との個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) コンプライアンス推進室は、本件請求に係る公文書を取得していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成28年7月26日付けでその旨を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、平成28年8月8日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

弁明書によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書について
審査請求人が求めている文書は、その請求内容から、平成24年秋から平成28年7月11日までの、審査請求人が提出した「市長への手紙」全てである。ただし、既に開示されている文書は除く。
- (2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

ア 「市長への手紙」とは、市民等から文書又はインターネットの利用（以下「文書等」という。）により、市長に対する意見，要望，苦情等（以下「意見等」という。）を広く受け付け，当該意見等の市政への反映に努めるとともに，意見等に対し誠実に回答する制度である。

イ 「市長への手紙」制度実施要項第4条第2項において，「「市長への手紙」の回答は，主管局等において作成した回答の原案に基づき，市長公室が作成し，市民等へ発送する。」と規定され，本件公文書の原本は，広報担当において取得，保存することとしており，コンプライアンス推進室が取得，保存するものではない。

ウ よって，コンプライアンス推進室は，本件請求に係る公文書を取得しておらず，これを保有していない。

(3) 以上のとおり，本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると，審査請求人の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

行・コは該当部所よりとりよせて検証されました。私は3Fの行・コ室にて見ました。だから処分していなければあるはずです。

過去何度かコンプラの職員二人以上が立会った時に該当事件の発生した部所より，とり寄せた原本のコピーを見せていただいたのです。

従って一般的なケースの説明だと思えます。つまり前提がいつものように違います。もし今ないなら人事部のように，入手後の内容が役所にとって不都合なので処分したと回答すべきです。

6 審査会の判断

当審査会は，諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し，次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人が求める文書は，平成24年秋から本件請求のあった平成28年7月11日までの，コンプライアンス推進室が保有する審査請求人からの「市長への手紙」全てであり，かつ既に審査請求人に対して開示したものを除いたものである。

(2) 「市長への手紙」制度について

- ア 「市長への手紙」制度実施要綱（以下「要綱」という。）及び同事務処理要領（以下「要領」という。）によると、「市長への手紙」制度は、市民等から寄せられる市長に対する意見、要望、苦情等に対して誠実に回答し、当該意見等の市政への反映に努め、もって市民等の市政への参加を図り、開かれた市政をより一層推進すると同時に、行政施策の充実に資することを目的とした制度である（要綱第1条）。
- イ 「市長への手紙」は、総合企画局市長公室（以下「市長公室」という。）において受け付け、その写しを関連する事務を所管する局・区等（以下「主管局等」という。）に回付し（要綱第4条第1項）、その回答は、主管局等において作成した回答の原案に基づき、市長公室が作成し、市民等へ発送する（同条第2項）。
- ウ こうした回答処理のほか、同一投稿者から同趣旨の「市長への手紙」が数次にわたり寄せられ、市長公室又は主管局等から以降回答しない旨を回答したにもかかわらず、再度同趣旨の「市長への手紙」が寄せられたものなどには、回答する必要がないと認めることがある（要綱第4条第3項、要領第7条第4項）。
- エ 回答する必要がないと認められた「市長への手紙」は、その写しを市長公室から主管局等に回付され、主管局等で供覧（要領第9条第2項）された後、市長公室に返却される。

(3) 本件処分について

- ア 当審査会は、事務局をして市長公室に確認させたところ、審査請求人から同趣旨の「市長への手紙」が数次にわたり寄せられたことから、平成25年7月に審査請求人に対して、今後回答しない旨を回答したとのことであった。
- イ コンプライアンス推進室では、審査請求人の「市長への手紙」に対する回答の原案をこれまで作成したことはなく、また回答の必要がないとされた「市長への手紙」については、市長公室からその写しが回付されるが、供覧後コピー等は取らずに市長公室に返却しているとのことであった。
- ウ そこで当審査会は、事務局をして、コンプライアンス推進室が保管している「市長への手紙」の写しがとじられた簿冊を見分させた。京都市公文書管理規則の別表によれば、回答に関するものは保存期間1年とされているが、当該簿冊には平成25年度からの「市長への手紙」の写しがとじられており、その全てを見分させたが、審査請求人からの「市長への手紙」の写しは保存されていなかった。
- エ なお、審査請求人は、「過去、何度かコンプラの職員二人以上が立会った時に該当事件の発生した部所より、とり寄せた原本のコピーを見せていただいたのです。」などと主張しているが、時期も具体的な文書も明らかにされておらず、「市長への手紙」であったかどうかも特定はできない。
- オ したがって、本件請求に係る文書を保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然な点はないものと判断する。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成28年8月24日 諮問（諮問個第119号）

9月23日 諮問庁からの弁明書の提出

10月26日 審査請求人からの反論書の提出

平成29年3月21日 審議（平成28年度第11回会議）

5月25日 審議（平成29年度第1回会議）

※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査、審議及び審理手続を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）